

議案第106号 令和5年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の  
決算の認定について

それでは、議案第106号令和5年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の決算の認定について、主要な施策の成果説明書に基づき、主なものを御説明申し上げます。

はじめに、歳入について御説明いたします。

主要な施策の成果説明書の167ページをお願いします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して賦課した保険料収納分です。なお、収納率は現年分が99.55%で、滞納繰越分は35.46%でした。

款2使用料及び手数料、項1手数料は、期限までに保険料の納付がなかった被保険者への督促状の送付に係る手数料収納分です。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金、節1一般会計繰入金は、後期高齢者医療制度運営に係る事務経費を繰り入れたものです。

節2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援される制度で、県負

担分の4分の3を一般会計で受け入れて、これに市負担分の4分の1を合わせて繰り入れたものです。

款4繰越金、項1繰越金は、令和4年度の決算剰余金です。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、保険料滞納者に対して請求した延滞金収納分です。

項2償還金及び還付加算金は、被保険者に支払った過年度分の保険料の還付金や還付加算金相当額について、滋賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものです。

項3雑入は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての周知広報リーフレットを被保険者証更新時に同封したことによる郵送代のかかり増し経費を滋賀県後期高齢者医療広域連合より受け入れたものです。

以上、歳入合計は、51億1千166万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

168ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、1人件費は、後期高齢者医療制度事務に従事する会計年度任用職員の人件費です。

説明欄、2以下は、被保険者証の郵送経費、電算システムに係る

委託経費等の管理運営経費です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、 1 後期高齢者医療保険料等は徴収した保険料を、説明欄、 2 保険基盤安定分は、一般会計から繰り入れた低所得者に対する保険料軽減分をそれぞれ滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付したものです。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は、過年度分の過誤納付や賦課更正等による保険料の還付金及び還付金に伴う加算金です。

以上、歳出合計は、49億9千725万円です。

歳入歳出差引額1億1千441万円は、翌年度へ繰り越しました。

以上で、議案第106号令和5年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審査の程よろしくお願い申し上げます。

